

# 夕張市都市公園施設長寿命化計画策定業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用）

本仕様書は、「夕張市都市公園施設長寿命化計画策定業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、第5条に示す基準図書に準拠するものとし、作業の詳細において記載のない事項については、監督員との協議による。

### 第2条（業務の目的）

本業務は、対象となる公園施設について、公園施設の機能保全及び安全性の確保を図りながら、計画的な修繕・更新並びにライフサイクルコストの縮減及び維持管理費の平準化に資する公園施設長寿命化計画を策定することを目的とする。

なお、本業務の実施にあたっては、別途策定する「夕張市都市公園ストック再編計画」と整合を図りながら、公園施設及び橋梁の維持管理並びに更新に係る方針を整理するものとする。

### 第3条（業務の実施期間）

本業務の委託期間は、契約締結時の翌日から令和9年3月22日とする。

### 第4条（通則）

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、夕張市（以下「委託者」という。）と詳細な協議を行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は本業務の主旨を十分に理解し、調査及び計画策定を適切に実施するものとする。
- (3) 受託者は本業務に関するデータの保護に努め、これを委託者の承認を得ずに他に公表・貸与してはならない。

### 第5条（準拠する基準図書）

本業務の実施にあたっては、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（令和7年3月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）」及び「北海道市町村橋梁点検マニュアル（案）北海道道路メンテナンス会議」に準拠して行うものとする。なお、他の図書等による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

### 第6条（業務計画）

受託者は、本業務着手に先立ち、効率的で有効な業務を行うため委託者と十分に打合せ協議を行い、下記の書類を提出し監督員の承諾を受けるものとする。

- (1) 管理技術者届
- (2) 経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書（調査手法、作業手順、工程表）
- (5) その他必要とする書類

### 第7条（管理技術者等）

- (1) 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知すること。
- (2) 管理技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。
- (3) 管理技術者は、業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

#### 第8条（資料等の貸与及び返還）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却する。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却するものとする。

#### 第9条（成果品の帰属）

報告する成果品の著作権等は全て委託者に帰属するものとする。

#### 第10条（損害賠償）

本業務の実施において、受託者の責任により生じた損害等は全て受託者の責任において処理し、その費用についても受託者が負担するものとする。

## 第2章 業務概要

#### 第11条（業務概要）

本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 既存資料及び令和7年度健全度調査結果の整理
- (2) 追加施設に係る健全度調査及び健全度・緊急度判定（平和運動公園野球場施設）
- (3) 公園施設長寿命化計画の策定
- (4) 報告書作成

## 第3章 業務内容

#### 第12条（現況把握及び課題整理）

本業務の実施にあたり、公園台帳、令和7年度に実施した公園施設長寿命化調査結果、その他関係資料を収集整理し、公園施設の現況並びに維持管理状況を把握するとともに、公園施設長寿命化計画策定に必要な課題を整理するものとする。

#### 第13条（追加施設に係る健全度調査と健全度・緊急度判定）

令和7年度調査対象外であった平和運動公園野球場施設（追加施設）について、健全度調査を実施し、健全度及び緊急度の判定を行うものとする。

##### (1) 健全度調査

追加施設について、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（改定版）」に基づき、施設の劣化状況、損傷状況及び安全性等を調査するものとする。

##### (2) 健全度判定

健全度調査結果に基づき、施設ごとの健全度判定を行うものとする。

(3) 緊急度判定

健全度判定結果に基づき、施設の補修又は更新の必要性及び実施時期を検討するため、緊急度判定を行うものとする。

第 14 条（公園施設長寿命化計画策定）

第 12 条及び第 13 条の結果を踏まえ、公園施設長寿命化計画を策定するものとする。計画では、次に掲げる事項を整理するものとする。

- (1) 長寿命化対策の基本方針
- (2) 修繕又は改築工法
- (3) 修繕又は改築時期及び対策優先順位
- (4) 消耗部材交換計画
- (5) ライフサイクルコスト
- (6) 概算事業費
- (7) その他計画策定に必要な事項

第 15 条（報告書作成）

本業務の検討結果を業務報告書として取りまとめるとともに、公園施設長寿命化計画書を作成するものとする。

第 16 条（打合せ協議）

本業務の実施にあたり、業務着手時、中間時、成果品納品時の 3 回打合せを行うものとし、その都度協議内容を記録し確認することとする。

業務着手時、成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

## 第 4 章 成 果 品

第 17 条（成果品）

受託者は、本業務の成果品として、以下の報告書等を作成するものとする。

- (1) 報告書 . . . . . 2 部
- (2) 電子データ（報告書等、CD-R） . . . . . 1 式
- (3) 基礎資料 . . . . . 1 式
- (4) その他参考資料（施設写真帳、ライフサイクルコスト算出資料等） . . 1 式
- (5) 各種公園施設の点検表 . . . . . 1 式
- (6) 公園施設長寿命化計画書 . . . . . 1 式
- (7) 公園施設長寿命化計画調書 . . . . . 1 式
- (8) 橋梁検討資料 . . . . . 1 式
- (9) 照査報告書 . . . . . 1 部

第 18 条（成果品の納入）

受託者は、業務が完了後速やかに完了届及び成果品を納入するものとする。

第 19 条（成果品に対する責任の範囲）

受託者は、本業務完了後といえども、過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに図書の訂正をしなければならない。また、これを要する経費は受託者の負担とする。

## 対象公園一覧

公園名称		面積 (ha)	所在地	一般施設 A	一般施設 C	橋梁	建築物					設備
							100以下	300以下	500以下	1000以下	1500以下	
石炭の歴史村公園	【総合公園】	34.4	福住、社光、高松、富岡、錦、丁未、小松			2						
平和運動公園	【運動公園】	19.6	平和	2	1		1	1			1	2
滝の上公園	【風致公園】	24.7	滝ノ上	12		2	3					2